

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時45分）

---

◇ 鈴木源一郎君

○議長（稲葉昭宏君） 一般質問を続けます。

通告順位4番、鈴木源一郎君。

（10番 鈴木源一郎君 登壇）

○10番（鈴木源一郎君） 日本共産党と町民を代表して一般質問を行います。

私の質問は3点です。まず、星山線崩落災害問題から入ってまいります。星山線崩落災害は、発生してからすでに2年4カ月を経過してきておりますが、現場は未だに何の手も打たれず、屋根にブルーシートが掛けられた痛ましい姿のままになっており、一刻も早い解決が求められて大変久しくなっているわけであります。

町長は、3月議会で私の質問に対し、心は痛む。早急になんとかしなければならぬ。近々に打開策を打ち出すかのような答弁をしたわけであります。

ところが、あれから3カ月、課長も今度は斉藤課長に代わりましたが、現場は全くの手つかずの状況であります。

被災者に新しい打開策も全然示されていないそうではありませんか。これはいったいどうしたことですか、お答えをいただきたい。

町長、これはもう我慢の限界をはるかに超えているのではありませんか。町内のある専門家は、すぐやらないなら、家を押している山の部分をすぐ取り除いて、家のゆがみの進行を抑えてやれよと指摘しております。

町長、議会が了解するような案がなかなか難しくて出せないなどは理由にならないのではありませんか。この問題は、町長の決断一つではないですか。

まず、被災者に誠意のある案を示すことではありませんか。町長の突っ込んだ答弁を求めるものであります。

次に、星山線の2点目、復旧工事の工法の意見違いの問題であります。これは、今まで言ってきたとおり、あくまでも技術的問題であります。負担分担率の問題が解決すれば、工法については、被災者と粘り強くとことん話し合えば、一致点は必ず見出せるし、見出さなければならぬ問題のはずであります。これも今まで何回も指摘してきたことであります。

町長の明確なる答弁を求めるものであります。

次に、質問の大きな2点目です。介護保険の改悪に反対すべきではないかについてであります。

町長、今、安倍内閣は、税と社会保障の一体改革と称して、介護保険制度の大改悪を進めるために、医療・介護総合法案を国会に提出し、今、参議院で審議をされているわけであります。この法案は、15本の法律を改正する多岐にわたる改正だそうではありますが、例えば、要介護1・2の該当者を施設入所の対象から原則除外し、その部分の給付は市町村介護保険に丸投げしよう、市町村の地域支援事業などに置き替えてしまおうというとんでもない計画であります。そうなれば、今でさえ過重、そして、繁忙を極めている市町村の介護支援業務はやりきれなくなってしまうことは火を見るよりも明らかではないでしょうか。

これに対し、全国の市町村議会、200を超える市町村議会から意見書が出され、市町村にその受け皿はない、サービスに市町村格差が生ずるという声が溢れているわけであります。

町長、市町村介護に重大なマイナス影響をもたらす、またわが町の介護にも重大なマイナス影響をもたらすこの介護給付制度の改悪に反対すべきではありませんか、お答えをいただきたい。

次に、介護保険の2点目です。町長、今回の介護保険の改悪は介護給付に2割の自己負担を導入しようとしており、当面は所得制限がありますが、現在の1割負担制を崩して、負担能力のない老人に自助、自立、家族の支え合いなどと称して、広くとめどもない自己負担率の引き上げを狙っていることでもあります。

町長、今の政治は、大企業には世界一活動しやすい国にすると称して、大減税をさらに拡大しようとしながら、お年寄りにはこの仕打ちであります。

町長、このような自己負担率の引き上げに対し、お年寄りの立場に立って反対すべきではないかと思いますが、どう考えますか。町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、大きな3点目です。教育委員会制度の改悪に、町長、反対すべきではないかについてであります。

町長、今、教育委員会制度が改悪されようとしております。今の教育委員会制度は戦中の軍国主義教育一色になって、戦争に突入していった苦い痛苦の反省の上にたって、首長から独立した行政機関としての存在になったのが原点であります。それ以降、少しずつこの原点は崩されてはきましたが、現在も執行部から自立した機関になっているわけであります。

ところが、現在の文部科学大臣は戦中の軍国主義教育をあおった教育勅語をしごく真っ

当なものだなどと放言する人物であります。

教育長を首長の任命制にして、首長の下部機関にし、教育委員会制をなくして、教育を時の政治の意のままになる制度に作り替えようとしているわけであります。戦後築いてきた民主教育の根幹を覆し、時の政府が戦争教育をやろうと思えば、それはやり放題になる。このような教育制度の改悪に町長も反対すべきではありませんか。町長の明確な答弁を求めて初回の質問を終わります。

(町長 齋藤文彦君 登壇)

○町長(齋藤文彦君) 鈴木源一郎議員の一般質問にお答えします。

1. 星山線災害復旧急げについて。

①「町長は3月議会で近々解決策を示すと答えたが、その後案は示されていないのではないか。この災害は発生して、2年あまりになっており、すでに我慢の限界をはるかに超えている。即刻解決策を示すべきではないか」②「テラセル工法の意見の相違は技術的問題である。粘り強くとことん話し合えば、一致点は見いだせるのではないか」についてであります。

本件につきましては、相手方との一刻も早い解決を目指して今も交渉を続けておりますが、工法を含めた条件面で同意を得られず、非常に苦慮しているところでございます。

現在、この星山線災害箇所に適した、作業箇所が住宅に近接し、背後地も急峻な狭小現場でも施工が可能なテラセルを含めた様々な工法や工事費、負担条件等について検討しておりますので、まとまった段階で相手方と交渉したいと考えております。

2. 介護保険の改悪に反対すべきについて。

①「いま介護保険が大規模に改悪されようとしている。例えば、介護1～2の認定者は施設入所を原則として排除し、その部分のサービスは市町村に丸投げしようとしている。これに対し町長も反対の声を上げるべきだと思うがどうか」についてでございます。

今回の改正は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療、介護、生活支援、介護予防を充実させるとともに、費用負担の公平性を目的としたものです。

特に介護予防については、全国一律の予防給付を、地域ごとの実情に応じてサービス提供できるよう見直すもので、民間企業、住民ボランティア、協同組合等によるサービス提供が可能となり、より効果的、効率的な事業の展開も期待できるものと考えられ、当町でも今後示される事例などを参考に取組んでまいりたいと思います。

また、改正によって要介護1・2の方が基本的に施設入所できなくなるのは、自宅で過ご

せるよう創意工夫を促すことが目的であり、知的障害、精神障害、認知症で常時支援が必要な方については、これまでどおり入所可能となっております。今改正では、むしろこうした対応により、重度要介護者の施設入所の待機時間が短くなる効果もあるのではないかと考えています。

②「今回の改悪で介護給付に2割の自己負担を導入しようとしており、現行の1割負担を崩し、負担能力のない老人層に自己負担率のとめどない拡大をねらっている。町長は反対をすべきではないかと思うがどうか」についてでございます。

介護制度と国保制度の保険料や利用料を比較すると、国保制度の方がきめ細かく定められています。

介護制度では、保険料は単に6段階区分ですし、利用料も所得区分はなく1割負担ですが、国保制度では所得、年齢、家族構成などにより保険税や個人負担額が細かく算定されています。

今回、高所得者の利用者負担を2割にする改正が検討されていますが、同時に低所得者の負担軽減も検討されています。

国保制度と同じにすることがベストではありませんが、高齢者の増加や状況の変化に対応するための制度見直しは必要であり、高所得者への負担増は、中・低所得者の負担増の抑制に繋がりますし、低所得者への配慮がされた整合性のとれた改正であれば反対する必要はないと考えます。

### 3. 教委制度の改悪に反対すべきについて。

①「いま教委制度が改悪されようとしている。教委制度は、戦中軍国教育一色になった痛苦の反省から、首長からの独立した行政機関としての存在となったものである。それを根本的に変えて制度を変質させ、教育長を首長による任命制にするなど、戦後の民主主義の根幹をくつがえして軍国主義教育に道を開くものだと思うが町長はどう考えるのか」についてでございます。

地方教育行政法の一部改正案が5月20日に衆議院本会議で可決されましたが、今までの教育委員会制度との違いは二つあります。

一つ目は、首長による教育委員の任命までは同じですが、今まで教育委員の互選で決めていた教育長と教育委員長を一本化し、直接首長による任命になります。

二つ目は、首長と教育委員会で教育の大綱を話し合う総合教育会議を設け、予算・教育内容等、権限と責任を明確にすることがあげられています。

この改正により現行の教育委員会制度の趣旨である、教育の政治的中立性、継続性・安定性、地域住民の意向の反映については、教育委員会・教育委員ともに首長から独立しており、影響されないと考えます。

特に義務教育は一貫した教育方針のもとに継続的・安定的に行う必要があり、首長・教育長が交代するごとに地域の教育方針が変更されることはあってはならないものであり、改正案においてもこの制度の趣旨は守られています。

以上でございます。

○10番（鈴木源一郎君） 一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します

○10番（鈴木源一郎君） まず、はじめの星山線の問題から入ってまいります。

町長は、3月議会で、近々やるという表現はしなかったですけど、近々やるかのように答弁しているわけですね。そして、この状態というのは、決していいことではない。心が痛むというような意味も答えているわけですね。あれから3カ月経ってきているわけですけども、なんで未だにこのような遅れが生じているわけですか。

町長は、さっきの答弁では、いかにも3カ月前に起こった災害というような意味の答弁ですけども、2年4カ月経っているわけですね。ですから、そのときに、いわゆる3月議会に答えたことをなぜ守れないわけですか。

○町長（齋藤文彦君） 一日も早い解決を私は望んでいるわけで、それで、この3カ月の間に、この工法とか、負担対象範囲とか、対象工事費、負担額等の打開策ができあがりましてので、この議会が終了したら、なるだけ早く土屋さんの方と話し合いに入りたいなと思っているところでございます。足りないところはちょっと課長の方からお願いします。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 私もこの4月に前任から建設課長に移らせていただきまして、この懸案の岩地の星山線の問題に関しては、現場を一刻も早く元の形、前の形で元に戻して、相手方に現在のお住まいに住んでいただきたいなという思いは、町長の心と全く一緒でございます。

私も久しぶりに、8年ぶりに戻ってきたわけございまして、実際にこの現場でどのような工法ができるのか、さまざまな検討をし、じゃあ、いったいその工法でどれくらいの金額、設計金額、入札設計金額ができるのか。千円単位までの積算などもつめまして、その中で、先ほども町長が申しあげましたけれど、負担条件の問題、いわゆる設計積算額に基づく負担条件、いわゆる金額までの形についても検討を重ねておりまして、先ほど町長が申し上

げましたとおり、議会終了後には相手方にまとまった段階で、相手方に条件の方を千円単位の形で持っていきたいと考えております。

○10番（鈴木源一郎君）　すでに2年3カ月～4カ月経ってきているわけですね。災害が起きてから。

私は、この問題をずいぶん何回も取り上げてやってきているわけですね。だから、詳しい中身は、今は申しませんが、しかし、少なくとも被災者の方に「こういう検討をして、こういう案で進みたいということになっている」というような状況を報告して、反応もみて、やるべきではないんですか。何も音沙汰がないというのは、とんでもないことじゃないんですか。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君）　だから、一日も早い解決を求めているわけで、先ほど答弁したとおり、議会が終わりましたら、なるだけ早く土屋さん方へ行って、話し合いたいなと思っているところでございます。

○10番（鈴木源一郎君）　工法は技術的な問題ですよ。傾斜が急なところにコンクリの擁壁をたてると、基礎を非常に大きく掘らなければならないという問題があるとかないとかということの問題は、技術的な問題だから、負担分担をどういうところで落ち着かせるか、妥結させるかということについて、町から提示すべきじゃないですか。

町長は、議会が納得する案を考えている・・・、もちろんそれは考える必要はありますよ。しかし、先方があってはじめて事が進む話ですね。だから、こういう分率でやって欲しいんだということを提示すべきじゃないですか。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君）　だから、いま答弁したとおり、打開策が、それなりのものができましたので、この議会が終わりましたら、土屋さんの方と話し合おうと思っているところでございます。

○10番（鈴木源一郎君）　3月議会もほどなく、近々に提案するか、あるいは妥結案を出すかのように答弁したわけですね。あれから3カ月半も経っているじゃないですか。ちっともそれが先方にも伝わっていないという・・・、何をやっているんですか。町長の決断一つで・・・、議会に当然諮るものでもありますけれど、決断一つで問題が解決、前へと行くんじゃないですか。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君）　私の決断は決断ですけれども、議会の承認を得なければ通らないわけですから、議会の承認を得られるような方策を考えましたので、いろいろこれから土屋さんの方に、この議会が終わりましたら、話し合いに行くということでございます。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 相手方に対する条件案の細かい提示という問題にもなってくるわけですが、相手方と交渉する工法があるわけですが、その中でやはり負担をしていただく現場の工事部分についても我われの方で細かく積算をした上で、先ほど申しあげましたとおり、千円単位の負担条件案をある程度まとめましたので、町長も申しあげましたとおり、議会後にその形も含めて提示したいと考えております。

○10番（鈴木源一郎君） とにかく、3月議会が終了して、3月議会でいま言ったような答弁をして、それから何も先方にも伝えないと・・・、先方に何らかのアプローチといいたいでしょうか、こういうようなところで、ぜひ妥結してくれないとか、そういうものは出ないというのは、不誠意になるわけですね。誠意がないと、もう明らかじゃないですか。

やはりそれはいろいろな検討も、いろいろな考え、考察も必要かもしれない。しかし、まとまったものがある程度の・・・、半分まとまったようなものでも提示して、はじめてわかってくるわけですね。それをやらないというのは、本当に不誠実じゃないですか。どうなんですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 私も4月からきまして、この問題については、設計書、いろいろな資料の方を読ませていただいて、自分なりに分析をしました。その上で、中途半端な形で条件提示するよりは、先ほど何回も申しあげましたとおり、平成26年度の実施設計単価に基づく設計金額、いろんな工法があるわけですが、それぞれ実施設計単価に基づいた、いわゆる設計金額にまで精査をするような形で、負担条件についても千円単位で細かく精査した形で持って行かなければならないという形で、ある程度概算でいくらですということとはとても言えない状態だったものですから、先ほど申しあげましたとおり、町長が言っているとおりに、はっきりとした形で千円単位で条件案を議会後に提出したいと考えているもので、誠に相手方については、ちょっと時間が離れたことについては申し訳なく思っておりますけれども、議会後に行かせていただきたいと考えております。

○町長（齋藤文彦君） 最初の答弁で、打開策ができましたと言いましたけれども、先ほど課長が言いましたように、工法とその負担対象範囲、対象工事費、負担額のちゃんとした正確な数字が出ましたので、これをもって土屋さんの方と話をしていきたいと思っているところでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、被災者の方に案を、いろいろ検討に検討を加えた案を提示したとしても、そこでまとまるということばかりではないわけですね。意見でそれが違う場合もあり得るといことなんじゃないですか。その案を議会に諮り、議会で了解をとって

出すというのではなくて、先方に、被災者の方に示すわけでしょう。

○町長（齋藤文彦君） だから、最初に土屋さんの方に話をして、いろいろ話し合うわけですが、その詳しい経過は議会の方にちゃんと報告していきたいと思っています。

○10番（鈴木源一郎君） とにかく、時がもう2年3カ月という、とんでもない長期に渡っているわけですから、しっかりした、ここで答えたような対応を、しっかりした対応をやっていただきたいと・・・。

早急に解決しなければならないという気持ちは同じことを思っているわけですから、早急に、決まっているわけですから、やっていただきたいと思います。ということで、次に進みたいと思います。

次に、介護保険の問題であります。介護保険は、町長は、介護保険の改正はそんなに悪くないような答弁ですが、介護保険そのものの、要介護1・2の該当者を給付から、国の制度の給付から外して、町村に委ねる、市町村に丸投げするということですね。先ほども言いましたように、市町村からその受け皿はないんだと・・・、それから、市町村格差が必ず出てしまうということとかという強い意見が出されてきているわけですね。意見書として、200とかという数の市町村議会から出ているわけです。

だから、決して町長がある程度評価するような、そういう意味の改正ではないと思うんですよ。これは。どうなんですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） ご質問の内容をちょっと整理させていただきますと、今回の改正の中で大きいのは、要介護1・2の方の施設入所がなくなるということが一つあります。これにつきましては、従来からも要介護1・2の方については、90パーセントくらいが自宅介護を行っておりまして、あとの10パーセントの方は、極度の認知症があるとか、一人家族ですとか、そういう方については、施設入所になっています。

今回の改正後、そういう見守りをしなければならない要介護1・2の方につきましては、施設入所ができるということになっております。

それと、もう一つ、町の方に事業が移るということですが、これは、要支援1・2の方につきましては、今までこの方々のサービスについては、介護保険の給付ということで、サービス給付ということになっていましたけれども、これは地域支援事業に移すということで、利用している方からすると、そんなに大きく制度が変わるものではありません。ただし、その利用について、町の方でいろいろしなければならないことがあるものですから、町自体は確かに仕事の方は増えてくる状態になっております。



○10番（鈴木源一郎君） 要介護1・要介護2というのが、5段階ある要介護の中でも一番多い度数の階層ですよ。だから、1の中で施設入所は比較的少ないという答弁で、それはそれで確かにそうかなということですが、2も非常に多い階層ということですので、1・2を合わせると、圧倒的に多いわけですね。1・2・3・4・5、あるいは要支援の方から見ても。だから、そういう面では、決して小さくないと・・・、サービス料としては小さくないと、それが町に移されるということになって、そのことがあるから、町村にその受け皿はないと意見書が市町村議会から上がっているということではないんですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 繰り返しになりますけれども、要介護1・2の方のサービスについては、今までと変わりません。ただし、施設入所の基準が、認知症がひどいとか、そういうことになるものでございます。

介護につきましては、要介護1から5まであるんですけども、要介護4ですとか、5につきましては、やはり重度ということですので、そちらの方は費用もだいぶかかるわけですけども、介護のなかのこの5段階からいけば、要介護1、2の方については、その中でも軽度の方ですので、訪問介護ですとか、通所介護などを使って・・・、また、本人はやはり自宅にいたいわけですから、そこらを今まで以上によく状態を把握して、要介護1、2の方が自宅で幸せに暮らせるようにしていきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、要支援1、2の方のサービスの状況については、先ほど申し上げましたように、状況が変わることになります。

○10番（鈴木源一郎君） 細かい説明でちょっとわかりづらいですが、いずれにしても、給付のサービスの国の制度の後退になると・・・、前進じゃなくて後退になるということは明瞭じゃないですか。後退ということではないですか。

○町長（齋藤文彦君） 制度にはやっぱり二面性があって、裏表があるわけですけども、鈴木議員は悪い方ばかり言うんじゃないでしょうかね。

これにはやっぱり課長が説明したとおり、いいところはたくさんあるわけですから、これは案ですけども、これはいいのではないかなと私が答えたとおりでございます。

○健康福祉課長（高木和彦君） 鈴木議員がいろいろ心配することは、ぼくもわかるんです。ただ、介護制度が始まって14年経って、当初とは介護になる方もだいぶ変わってきました。人数的にもそうですし、やっぱり求めるサービスもいろいろ変わってきました。これからまただんだん、だんだん国全体で、65歳以上の方が40パーセント以上になるという状況を見ますと、3年間に一度見直しがあるわけですから、ベストではないかもしれませんがけれど

も、今の状態また将来のことを考えて改正していくというのは必要なことであり、制度の中の一つひとつ・・・、まだ全部が示されてわけではありませんので、一つひとつ見ていく中で、松崎町では対応できないよというような事業が出てくるかもしれません。

実際、夜間訪問なんかは事業所がありませんので、そういう点では、十分な介護ができないということも考えられますけれども、これからいろいろな形で、ほかの地域で出てくる介護予防事業ですとか、対応を見まして、勉強しながらやっていきたいと思います。また、制度につきましては、来年からなるわけではなくて、29年度に最終的には制度と同時にサービス体制も変わる形になります。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、私は、この制度改正が長所をもっているということがあるということも知っていないわけじゃないですよ。けども、大きなマイナス面として、こういう問題があるということではあるわけですよ。

同様に、いわゆる給付の自己負担の2割制度も導入されようとして・・・、これは所得制限がもちろんあるわけですが、これが将来的には広く2割自己負担を広げていく、その狙いをもったものであるという指摘がされていて、そういう点では、今でさえなかなかお年寄りの経済といいましょうか、家計というのは厳しいわけですから、その厳しい中で、2割が導入されると大変だということは明瞭だと思うんですが、そこはどうなんですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 確かに高所得の方も今まで1割の負担が2割になりますと、心配するのはわかります。ただ、介護の世界の中では、月の上限額というのが決まっています、高所得者のサービス利用が必ずしも2倍になるわけではありませんので、そちらの方をご理解ください。

ちょっとまだご質問の方が出ていないんですけども、逆に、この制度のなかのいいこととして、保険料につきましては、一つの基準が、4段階という基準なんですけれども、所得が少ない方については、今まで50パーセント負担をしてくださいということで、松崎町の場合、4400円の月額が2200円の方もいました。それにつきまして、今度制度が変わりまして、7割まで減額するというような制度にもなっておりますので、ある程度低所得者には優しい改正、高所得者には厳しい改正ということは言えると思います。

○10番（鈴木源一郎君） このいわゆる2割制度の負担の導入というのは、国民健康保険の方にもあって、当初、2割というのは、本当の高額所得者ばかりかなと思ったら、ずんずんラインが下がってきて、いくらも所得のないお年寄りも2割負担になるというふうに、今現在なっているんですよ。必ずこれは、大きな拡大がされていくということの前兆として

あるということは明瞭じゃないですか。だから、あちこち全国でも識者、専門家がこれは大変だという指摘をしているわけですよ。どうなんですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） これから長い期間が過ぎていきますと、高齢者の数というか、人数の上昇ですとか、支える側が少なくなるということになりますと、やっぱり将来2割になるということはあると思います。あるかもしれません。ただ、これは、今の時点ではっきりしたことではありませんので、今後の状況をみていくということによろしいでしょうか。

○10番（鈴木源一郎君） 私が、先ほど指摘しましたように、今の政治は、大企業には世界一活動しやすい日本にするんだということで、また減税を・・・、今日あたりのテレビでもやっていたけれども、いわゆる法人税の減税がどんどん、どんどん進んでいっているわけですね。トヨタの法人税の納入は非常に少ないということなんかも新聞に出ていますけれど、だから、そういう面では、今の年寄りには確かに高齢化社会が進んできて、年寄りは多くなるということはもう明瞭のわけですけど、その負担分担になると、あるいはそれを誰が負担するかということになると、当然そういう法人税をきちんと取るというようにすべきだというのは、私の見解です。

そこで、次に、前に進みますが、教育委員会制度の問題です。これについては、やはり町長は、決して悪い制度ではないかのように言っているわけですが、実際には、これも非常に問題を含んでいるということが明瞭だと思うんですよ。

教育委員会の自立性、独立性を非常に損なうと、時の町長あるいは県知事が教育委員会を思うようにしていくということが可能になるという内容を含んでいるんじゃないですか。

○教育長（藤池清信君） その前に、少し教育委員会制度についてちょっとお話をしたいんですが、今の地方教育行政法ができたのは、昭和31年でございまして、その時から、教育長というのは、委員のうちから互選される仕組みができて、それが現在もずっと続いてきているわけです。委員の互選ということですね。

今回の新しい5月20日に衆議院を通過したそれも、委員は・・・、互選はないんですけども、委員は議会の同意を必要とするという項目が入っておりまして、それから、平成11年には、教育長については、これはその前から委員の中から互選で選ぶということになっていたんですけども、互選で選んだ者を・・・、その昭和31年頃は、県の方の承認を得なければならぬという規定があって、県に出していたんですね。

それが、今度は平成11年にはそれもなくなって、地方議会の同意さえ得られれば、市町村の教育委員が選んだ者で、それでよしと、そういうことになったわけなんですけど、それから

15年ほど経つわけなんですけれども、確かに、議員がおっしゃるようなことも勘ぐってみれば考えられる面があると思うんですけれども、ただ、内容的に見た場合には、教育委員5名は全部議会の同意を得なければなりません。そして、委員長こそなくなります、1人が教育長になって、そして、それも当然議会の同意を得るわけですから、だから、さほどそんなに大きなあれがあるかなと・・・、私は、むしろちょっと気になるのは、教育の大綱を首長と教育委員会で話し合っ、毎年大まかなことを決めなさいというのが出ていますので、ただ、それを私は、教育内容と予算の問題だと考えているんですが、それをごっちゃにしてしまうと、議員がおっしゃるような、首長がズカズカ、ズカズカ踏み込んで来て、細かなところまで指示をするようなことになればですね。私は、そんなことはあり得ないと思っているんですが、そういうことになれば、確かに問題ですが、もしそんなことをやれば、これは地域を巻き込んで大騒動になると思うんですね。だから、そんな心配は、私はないと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木さん、時間を延長しますか。

○10番（鈴木源一郎君） 延長をお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 5分延長を許可します。

○10番（鈴木源一郎君） 教育長、おっしゃることはわかりますよ。わかりますけれども、教育長は、現在は教育委員会でつくるわけですね。教育委員会で選んで、議会の承認・・・、今度は、各課の課長のように町長が指名すると、町長が任命するということになりますね。だから、どうも言うことを聞かない教育長だといったら、替えることも町長の判断でできるという関係になるわけですね。

ですから、議会チェックはある程度できるけれども、結局組織の中の命令系統としては、町長の部下になるという関係が生じるということじゃないですか。だから、教育長は、結局町長の言いなりになる。極端に言えば、そうなる。どうですか。

○教育長（藤池清信君） ただ、教育長の場合も教育委員であることには間違いありませんので、ですから、これは一般職の課長とは・・・、これは確かに町長の任命でしょうけれども、ちょっと意味が違うのではないかと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 部下であるという組織は変わらないと思うんですよ。選ぶのに教育委員5人をそれぞれみんな個別に議会が選任するわけですから、そこは残るわけなんですけれども、全体としては、今の政治の進み具合としては、昔の教育勅語は立派な勅語であると、あれはとてもいい勅語であるということをいう、そういう人物が文科省の親分に座って

いるわけですね。首相そのものもそういう考え方ですから、急に、教育が急旋回の可能性を非常に秘めていくということになるんじゃないですか。

○教育長（藤池清信君） 考え過ぎれば、そういう質問が成り立つことに繋がっていくと・・・、その前に、やはり法律の趣旨がきちんと、教育委員会制度の趣旨がありますので、政治的中立性だとか、継続性だとか、いろいろな地域の意見を聞くだとかがありますので。考えれば、際限なく疑心暗鬼になる場合もあるかもしれませんが、だいたい私自身が教育勅語を知りませんし、読むこともできません。委員の中に読める方がどのくらいいらっしゃるんですかね。ですから、そんなに心配しておりません。

○町長（齋藤文彦君） 私が登壇で答えたわけですが、この改正により現行の教育委員会制度の趣旨である、教育の政治的中立性、継続性、安定性、地域住民の意向の反映については、教育委員会・教育委員ともに首長から独立しており、影響されないと考えます」と答えたわけですが、このとおりで、そんなに、これが改正されたからといって、鈴木源一郎議員が言うみたいに変わることは、私は思いませんけれども。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、違いますよ。というのは、現在の行政の執行部、いわゆる首長と教育委員会と分立は一応していますね、今。

しかし、それが、分立しないで、町長が任命するということになるわけですね。そうすると、自立性というか、独立性は非常にあやしいものになると、非常に後退するということになるんじゃないですか。いかにも今の回答、答弁書を見れば、自立は損なわれないと言っていますけれども、そんなことはないですよ。損なわれますよ。当然気に入らない教育長だから替えてもらうおじゃと町長が言うことができるということになりますからね。どうなんですか。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木さん、国政レベルの話ですし、そのくらいでよくはないですか。まとめに入ったらいかがですか。時間がありませんよ。

○町長（齋藤文彦君） 私は、さっき登壇で答えたとおりで、そんなに別に私は変わらないと思うんですけどね。

○10番（鈴木源一郎君） 教育委員会の自立性、独立性というのは、非常に大事な目玉で、守っていかなければならないということがあられるわけですが、町長の答弁書でもそれはほとんど損なわれないかのように言っておりますけれど、大いに損なわれるということが私の見解ですが、見解の相違ではあります、議長はそう言いますが、国政の問題だと言うけど、ここの町で起こってくることでですからね。今度は。

○議長（稲葉昭宏君） 制度改革は国の問題で、それは当然自治体へとくるわけですがけれども、あまり議長が言っても・・・。

○10番（鈴木源一郎君） そういうことで、私の見解はそういうことであるということ強く指摘しまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で鈴木源一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時36分）

---